

2024/10/18施行

□ : 一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る国家資格

(※)特定建設業の営業所専任技術者(又は監理技術者)となり得る国家資格を有するものは、一般建設業の営業所専任技術者(又は主任技術者)となり得る

指定建設業

1

		指定建設業																													
資格区分		建設業の種類																													
		土木	建築	大工	左官	とび・土工・コンクリート	石	屋根	電気	管	タイル・レンガ	鋼構造物	鉄筋	舗装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体	
電気工事士法 (電気工事士試験)	第1種電気工事士								3																						
	第2種電気工事士							3																							
電気事業法 (電気主任技術者 国家試験等)	電気主任技術者(1種・2種・3種)							5																							
電気通信事業法 (電気通信主任技術者試験)	電気通信主任技術者																					5									
電気通信事業法 (工事担任者)	工事担任者(第一級アナログ通信及び第一級デジタル通信の両方)の交付を受けた者(注8)																					3									
	工事担任者(総合通信)の交付を受けた者(注8)																					3									
水道法 (給水装置工事主任技術者試験)	給水装置工事主任技術者							1																							
消防法 (消防設備士試験)	甲種消防設備士																														
	乙種消防設備士																														
職業能力開発促進法 (技能検定)	1級建築大工																														
	2級建築大工			3																											
	1級型枠施工																														
	2級型枠施工			3		注9																									
	1級左 官																														
	2級左 官					3																									
	1級とび																														
	2級とび					注10																								3	
	1級コンクリート圧送施工																														
	2級コンクリート圧送施工					注9																									
	1級ウエルポイント施工																														
	2級ウエルポイント施工					注11																									
	1級冷凍空調機器施工									3																					
	2級冷凍空調機器施工										3																				
	1級配管(選択科目「建築配管作業」)										3																				
	2級配管(選択科目「建築配管作業」)										3																				
	1級タイル張り																														
	2級タイル張り											3																			
	1級築炉																														
	2級築炉											3																			
	1級ブロック建築											3																			
	2級ブロック建築						3				3																				
	1級石材施工																														
	2級石材施工						3																								
	1級鉄工																														
	2級鉄工													3																	
	1級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)																														
	2級及び3級鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」)															3															
	1級工場板金																														
	2級工場板金																														
	1級建築板金「ダクト板金作業」																														
	2級建築板金「ダクト板金作業」								3		3																				
	1級建築板金「ダクト板金作業」以外																														
	2級建築板金「ダクト板金作業」以外								3																						
	1級かわらぶき																														
	2級かわらぶき								3																						
	1級ガラス施工																														
	2級ガラス施工																														
	1級塗装																														
	2級塗装																														
	路面標示施工																														
	1級畳製作・内装仕上げ施工・表装																														
	2級畳製作・内装仕上げ施工・表装																														
	1級熱絶縁施工																														
	2級熱絶縁施工																														
	1級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																														
2級建具制作・カーテンウォール施工・サッシ施工																													3		
1級造 園																															
2級造 園																															
1級防水施工																															
2級防水施工																															
1級さ く 井																															
2級さ く 井																													3		
その他	地すべり防止工事士(注3)					注12																									
	基礎ぐい工事(注4)																														
	1級計装士(注5)																														
	解体工事施工技士(注6)																														

(注1) 解体工事事業について、技術検定に係る資格は平成27年度までの合格者について、技術士試験資格に係る資格は当面の間、資格とは別に、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していることが必要です。

(注2) 建築士法第二条第五項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格をいいます。

(注3) 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人斜面防災対策技術協会が行う地すべり防止工事試験が該当します。

(注4) 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コンクリートバイブル建設技術協会が行う基礎施工士試験が該当します。

(注5) 建築物等に計装装置等を設置する工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には一般社団法人日本計装工業会が行う1級の計装士技術審査が該当します。

(注6) 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験で国土交通大臣の登録を受けたものをいい、具体的には公益社団法人全国解体工事事業団体連合会が行う解体工事施工技士試験が該当します。

(注7) 建設業法施行規則第十八条の三第二項第二号の登録基幹技能者講習を終了した者をいい、単一の建設業の種類における実務経験を10年以上有する場合について、当該建設業の種類における技術者として認められます。なお、平成30年4月1日の施行以前に講習を修了した者のうち、対応する建設業の種類に満たした10年以上の実務経験を有していないものについては実務経験年数を10年以上有するに至った時点で当該要件を満たすものとします。

(注8) 令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限ります。

(注9) 合格後、コンクリート工事に関し三年以上実務の経験を有する者

(注10) 合格後、及び工事に関し三年以上実務の経験を有する者

(注11) 合格後、土工事に関し三年以上実務の経験を有する者

(注12) 合格後、土工事に関し一年以上実務の経験を有する者

(補) 表中の主任技術者になれるものに関し、建設業法第十五条第二号の規定を満たす場合には、特定建設業の営業所専任技術者（又は監理技術者）となります。（ただし、指定建設業は除かれています）